

福祉情報 おきなわ Vol.110 2006.11.1



屋嘉比朝一さん(那覇市)の作品

目次	2 特集 道路運送法の改正と移送サービス	8 ほっとニュースTopics
	4 法人から発信!「若竹福祉会」	10 介護情報公表センター 本格稼働
	5 福祉用具を上手に使うって楽々介護を	12 かりゆし県民フェスティバル告知
	6 共同募金「ありがとうメッセージ」	13 福祉人材研修センターだより
	7 シリーズ活動最前線「芭蕉の会」 福祉施設経営相談Q&A	14 県民児協広報「ふくらしゃ」
		16 インフォメーション

「福祉情報おきなわ」の作成経費の一部として共同募金配分金を使用させていただいております。

編集・発行 沖縄県社会福祉協議会 沖縄県共同募金会
 沖縄県福祉人材研修センター 沖縄県民生委員児童委員協議会
 〒903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1(沖縄県総合福祉センター内)
 TEL.098-887-2000 FAX.098-887-2024 http://www.okishakyo.or.jp/

ホントにおすすめの本

『なぜ人は虐待するのか ～障害のある人の尊厳を守るために』



図書情報

著者/野沢和弘
発行/平成18年3月15日
出版/Sプランニング
価格/1,050円

障害者に対する虐待はどこでも起こり得るという視点から、虐待の捉え方、日常的な心構えについて自身の体験を交えて紹介。家族とのかかわり方や職員研修のあり方を提案し、福祉現場における虐待防止を科学的に解説しています。権利擁護の指南書として、福祉の現場にたずさわる方すべてにお勧めの一冊です。

ご注文は沖縄県社協総務部図書係まで。
TEL: (098)887-2000



▲県総合福祉センターは分煙により快適な施設利用を進めています。

利用しやすいセンターへ 沖縄県総合福祉センター分煙施設の認定受ける

沖縄県総合福祉センターは、9月18日、南部福祉保健所・中央保健所(宮里達也所長)より「沖縄県禁煙・分煙施設認定制度」による認定証とステッカーの交付を受けました。これまで各階に設置していた喫煙所を1階の屋外の3箇所へ移動し、出入口から一定の距離をとるなど施設内喫煙環境を整えています。



設内分煙に対する取り組みが認められ、今回の認定となりました。県では、県内の学校や病院、集会所など多くの人が利用する施設で、タバコの煙の害が他人に及ばないような管理努力を求めている。認定証はこの指導を實踐し、審査基準を満たした施設・事業所に交付されます。

社会福祉活動資金づくり

第10回芸能チャリティー公演 11/12 那覇市民会館にて

「社会福祉活動資金づくり」第10回芸能チャリティー公演が左記の日程で開催されます。

本公演の収益は、県内社会福祉活動に役立てられます。皆様のご来場をお待ちしております。

詳しいお問い合わせは沖縄県社協総務部まで。

▽主催 沖縄県社会福祉協議会
第10回沖縄文化芸能チャリティー公演実行委員会

▽日時 11月12日(日)

(昼の部)午後1時30分(開演)

(夜の部)午後6時(開演)

▽会場 那覇市民会館大ホール

▽入場料 前売 1,500円

当日 2,000円

寄付者芳名

おきでんグループボランティア互助会 御中

JTB旅ホ連沖縄支部 御中

JTBレキオス会 御中

合資会社 沖縄実業 御中

(株)ベイスポートギャラリー沖縄 御中
原けい子様

編集後記

10月から障害者自立支援法や認定こども園法が施行されるなど、福祉を取り巻く制度改革はめまぐるしいものがあります。本紙ではこういった新しい制度について分かりやすく紹介していきたいと思っております。(伊良皆)

表紙の絵



屋嘉比朝一さん (那覇市)

今回、琉装の女性をモデルにした絵画を提供してくださったのは、那覇市にお住まいの屋嘉比朝一さん。平成16年、朝一さんは奥様のトミ子さんと共に一年間「かりゆし長寿大学」へ通った。「いろんなことにチャレンジできて有意義な体験ができました」と当時を振り返る。もともと絵画が得意だった朝一さんに加え、大学での講座がきっかけでトミ子さんも絵画を始めた。お二人ともチャレンジ精神が旺盛な明るいご夫妻である。(取材：事務局)

平成18年5月に道路運送法の改正案が国会で可決され、10月から施行となった。これにより、社会福祉協議会やNPO等が実施する移送サービスは「福祉有償運送」として法的制度として位置づけられることとなった。本号では、今回の制度改正とこれからの福祉移送サービスについて紹介する。

ニーズの高まりとその背景

近年、市町村社協やNPOが実施する有償移送サービスが広がりをみせている。

単独で公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障害者に対し、出発地から目的地まで移送するいわゆるドア・トゥ・ドアのサービスは、その人らしい生活を支える大切な移動手段として利用されている。今後も過疎地域における路線バスの本数削減・撤退や少子高齢化の進行により、利用ニーズはますます高まっていくものと予想される。

旧法では例外許可

一方で、こうした福祉移送サービスの多くは自家用車を用いて有償



で行われている。これまでの道路運送法では、いわゆる「白タク行為」として禁じられるため、国土交通省では平成16年3月にガイドラインを示し、所定の要件クリアを条件に例外的な許可を与えることとした。これは、旧法の第80条にある「(前段省略)公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」を適用し、国土交通大臣の許可により認めるというもの。これにより社協やNPO等が実施する福祉移送サービスの存続の道が確保できたものの、例外許可であるため、旅客の利便や輸送の安全確保のための措置は未整備のままであった。

安全・安心なサービス普及を目指して

平成18年5月に成立した改正道路運送法では、安全で安心して利用できるサービスの普及が図られるよう、第七十八条に自家用車による有償運送が位置づけられた。

さらに、国土交通省令では「自家用自動車による有償旅客運送」を行う実施主体へ、運送対価の揭示、運転者の要件、運行管理体制の徹底、保険の加入など安全確保の基準を遵守することを求めている。

運営協議会の協議を経て登録

制度では、社協やNPO等が実施する有償移送サービスは「過疎地有償運送」または「福祉有償運送」に位置づけられる。これらの事業を行うにあたっては地方公共団体に設置される「運営協議会」の承認を経て、各地の運輸局・陸運事務所を通じて国土交通大臣へ申請、許可を得なければならない。

しかし、申請の前提となる運営協議会の設置が各自治体で進んで

いない現状が、大きな課題となっている。

沖縄県内の状況

国土交通省では平成16年3月から平成18年9月までを重点指導期間とし、運営協議会の設置を各自治体と呼び掛けた。また、沖縄県内でも有償運送を行うNPOを中心に、協議会設置を求める運動や要請が行われた。しかし、県内の自治体では宜野湾市が今年3月に運営協議会を設置し、市内の事業者を承認した一事例のみで、他の市町村での設置の動きは鈍い。

「福祉有償運送」を複数の市町村にまたがって運行する場合、出発地または到着地となる市町村での運営協議会の承認が必要となる。つまり、宜野湾市で承認を受けた場合、宜野湾市内からの出発が宜野湾市内に到着する運行に限られるため、他の市町村だけでの運行は認められない。そのため、国や県では、心身の障害などによって公共交通機関の利用が困難な交通制約者の権利を等しく保障するため、全ての市町村が早急に運営協議会の設置に努めるよう求めているところである。

沖縄県社会福祉協議会では今年9月に「日本移送・移動サービス

道路運送法改正による「福祉有償運送」の主なポイント

● 運送主体

NPO法人、社会福祉法人、医療法人、農協、生協、商工会などの公益法人で、非営利であること。

● 利用対象者

身体障害者、介護保険の要介護・要支援認定者、その他の障害者で、移動に介助が必要であり、単独で公共交通機関を利用することが困難な者。

● 使用車両

乗車定員11人未満の車両を用いる。安全確保のため福祉自動車を用いる。福祉自動車とは、車いすリフトなどを装備した自動車をさす。福祉自動車以外の自動車を用いる場合は、所定の要件を満たす者(運転協力者)を乗務させなければならない。

● 運転手

運転手は第二種運転免許所持者もしくは所定の講習を終了した者(講習のカリキュラムについては策定中、平成19年までに、受講が必要)

● 運転協力者

福祉自動車以外の自動車を用いる場合には、介護福祉士や所定の講習を受けた者を乗務させる。(ここでは「運転協力者」と呼びます。)

● 運行管理

運行管理責任者を置き、体制整備、運行の安全管理を行う。

● 損害賠償

対人補償8000万、対物補償200万以上の保険に加入すること。

● 苦情処理体制

苦情処理体制を整備し、利用者からの苦情に対処すること。

● 運営協議会

首長、バス・タクシー事業者、地方運輸局長、NPO関係者、住民、等。

● 運送区域

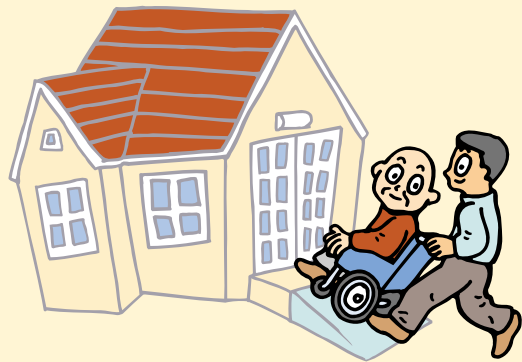
運営協議会を主宰する首長の管轄する区域を発着地とする。

● 登録申請

所定の書類(申請書)をもって国土交通大臣へ申請する。登録内容に変更があった場合は速やかに届出る。国土交通大臣は登録後、登録証を交付する。登録は更新制(有効期間2~3年)となる。

● 利用料金

運送にかかる燃料費やその他の費用を勘案した実費の範囲内であること(非営利)。運営協議会での承認された料金であること。



快適な移動・交通の実現に向けて

今回の道路運送法の改正は、安心して安全な移送サービスが利用できるような仕組みづくりを目指している。一方で、制度化により、運営協議会未設置などの理由から移送サービスを実施するNPO等の登録が行われないなどの状況も生まれている。こうした事態を早急に打破すべく、運営協議会の設置を進めていかなければならない。

また、「福祉有償運送」にとどまらず、単独で移動することが困難な方への移動や交通を保障していくことは社会的な課題となる。車いすのまま乗り降りができる低床バスの導入といった公共交通機関の改善・充実や介護タクシーの参入促進、道路や公共施設のバリアフリー化の推進など幅広い視点からの取り組みが必要である。

道路や交通は一番身近な「公共物」である。国民全てが等しくその利便性を享受できるよう、移送サービスの利用しやすい環境作りが求められている。

法人から発信！

このコーナーは社会福祉法人の活動を広く県民へPRしていくと共に、取り組みのきっかけとなるような施設側の様々な実践事例を紹介しています。

「社会福祉法人若竹福祉会」

「地域生活支援センターEnjoy」の取り組み」

法人・施設および事業の概要

法人名/社会福祉法人若竹福祉会
理事長名/仲村 勉
事業所名/

「社会就労センターわかたけ」(9年)「わかたけ分場「らんだな」(16年)「わかたけ分場「たけのこ」(18年)「知的障害者GH「れん」(13年)「地域生活支援センターEnjoy(13年)「総合施設長/村田 涼子

今回は「地域生活支援センターEnjoy」(以下、Enjoy)について紹介します。

【サービス内容】

- ・相談支援・就労支援(ジョブコーチ)
- ・居宅介護(ヘルパー)
- ・短期入所(日中・宿泊)・児童デイ
- ・障害児タイムケア・タイムサービス
- ・おもいっこクラブ(外来療育)
- ・絵画クラブ

事業実施までの経緯と現状

Enjoyは平成13年10月、県が「知的障害者地域生活支援事業」を受託しスタートしました。センターでは、地域で暮らす障がいを持つ方々

からの相談をうかがう中で、一人ひとりの生活にに応じて必要な支援のあり方も違っていると痛感し、平成14年に、ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、障害児学童、15年には児童ホームヘルプサービス、18年には障害児デイサービス、障害児短期入所事業を順次開始し、個々のライフスタイルに応じる多様なサービスを創り出してきました。

わかたけの「想い」

今回、Enjoy開所当初から障がいを持つ方々や家族からの様々な相談を受けてきたコーディネーターの溝口哲哉氏へ、相談を受ける側の姿勢(大切にしていること)について話を聞きました。

「一番大切なことは、その人に寄



▲いつも優しく対応してくれる 溝口哲哉氏

り添うということです。相談を受けたら、まずその方の所へ「行く」。そしてとにかく「話(希望)を聞く」ことです。話を聞かないうちから「ダメ」とは言わないよう心がけています。とにかくあきらめないことですね。」

とはいっても、思いどおりにならないことも多々あるといいます。また他機関との調整が必要なことも多く、自分たちだけで抱え込んでしまうことのないようネットワークを拡げながら、その人にとって最良の方法を一緒に考えていくことが重要だということです。

日々の相談は、行政や学校からも多く「困ったことがあればEnjoyへ」という信頼関係を大切にしてきました。今後、制度が変わってもこの支援の輪を活用することでEnjoyの目指す「あきらめない支援」に繋がっていくのだと思います。

「相談に来られる方が求めていることは、「一緒に困ってくれる人」なんです」と話す溝口氏の言葉が印象的でした。

その人に応じた支援を

提供するサービスの中で特徴的なものに「Enjoyタイムサービス」があります。「急な用事で本人と一緒にいてほしい」、「本人の好きなことをして楽しく過ごしてほしい」等ホームヘルプサービスでは対応できない個々の要望に応じた柔軟

な支援を行っています。ほかにも外来療育として、講師を招いて運動療法を実施する「おもいっこクラブ(週1回)」や養護学校の先生方と一緒に実施している「絵画クラブ(月2回開催)」等が特徴的です。

今後の展望

障害者自立支援法が10月から全面施行され、各自治体で取組みに格差が生じています。実際、Enjoyの「地域生活支援事業」も県から市町村事業に変わり委託を受けるかどうかキポイントとなります。

今回Enjoyを取材して「制度が変化しても変わらないものがある」と感じました。それは、困った方がいればその方にとことん付き合い、最良の支援を目指すという姿勢です。溝口氏は、「法改正で出来ることは狭まったが、私たちが断つたらこの方は他にいく所があるのかと思うとすぐには断れない。最後の砦だと思つてやっています。」と話す。

制度がめまぐるしく変化している今だからこそ、社会福祉法人が大切にしてきた理念や取組みを私達地域住民や行政がしっかりと理解することが重要だと思えます。障がいを持っていても身近な地域で当たり前に暮らし続けたい―その社会の実現に向けて今後ますますEnjoyの取組みが注目されます。

福祉用具を使って「楽々介護」を

高齢者の介護は精神的にも肉体的にも負担が大きいです。福祉用具を上手に使うと「楽に、楽しく」介護ができます。

今回は、福祉用具3種の神器といわれております①ベッド ②車いす ③ポータブルトイレのうち、③ポータブルトイレについて説明します。

高齢者や障害のある人たちの日常生活において、ポータブルトイレは比較的使用度が高い福祉用具である。排泄の自立への関心の高さ、深刻さもあるが、それだけこの製品がグレーゾーン商品として定着してきたことも関係していると思われる。骨折などの一時的な障害や病気の人も、足腰の弱った高齢者にも、利用されるようになり、妊婦等が一時的に利用することもある。

ポータブルトイレは「携帯用トイレ」という意味を持つ。要するに、家の中でトイレまで歩かなくても、トイレが自分の近くに来てくれるわけで、トイレまで行くことのできない人が利用する。

トイレまで行くことのできない人は、歩くことの不自由な人であったり、夜2階に寝ていて1階のトイレまで行くのが大変だったりする人である。また、トイレまで行くことはできるが、歩くのが遅く、尿を漏らしてしまったり、尿を我慢できない人にも利用

されている。

このようにポータブルトイレは移動動作が困難な人の排泄の自立のために利用される。部屋の中、ベッドの隣にポータブルトイレを置けば、つまり立ちができる人であれば、自分で排泄ができる。排泄の自立は生活のなかで大きな意味を持つ。

ポータブルトイレの種類

一番スタンダードな形は洋式便器型であるが、肘掛付や背もたれ付、手すり付などがある。

多くのものは、ベッド際や部屋の隅などに置いて使用されている。携帯用であるから、戸外で利用されているものもある(キャンプやヨットなど、アウトドアスポーツの仮設トイレとして)。

○スタンダード型ポータブルトイレ

プラスチック製で、本体と汚物受け(バケツ)、汚物受けのふた、便座、外ぶたで構成される最も一般的な

タイプである。

○木製いす型ポータブルトイレ

木製のいすの形をしていて、座面の下に便座が隠されている。家具調の雰囲気をもつので、部屋中での違和感が少ない。いすの肘掛や背もたれがそのまま利用できる。着座や立ち上がりの動作を助けている。しかし、持ち運ぶには重量があり、便座も木製のものは、清潔感がたもちにくい。

○コモドタイプポータブルトイレ

四脚型のステンレスパイプで作られたものが多く、輸入品がほとんどである。海外ではこれをサニタリールームに置いて、シャワーチェアとしても利用している。

可動式の肘掛や、脚部の高さ調整などは移乗動作をしやすいとしている。丸洗いできるので衛生管理もしやすい。

ポータブルトイレの選択について

○選択のポイント

使用する人の身体の状態・使用環境・介助者との関係などがポイントとなる。特に利用する人の身体の状態はよく観察しないとけない。尿意があるか、つまり立ちができるか、ポータブルトイレに移乗できるか、排泄行為より、ポータブルトイレまでの移動と移動動作を考慮しての選択となる。

○手すりの必要性と環境づくり

ポータブルトイレの利用者は移動動作が困難な人が多い。そのため移動動作には必ず手すりが必要となる。ポータブルトイレ単体での使用はできる限り避け、移動・移乗の安全のために手すりを配備する。

※このように、ポータブルトイレを使うことにより、排泄の自立を促し、オムツの使用を避けることができる。

ポータブルトイレは、県総合福祉センター東棟1階福祉用具展示場に数多く展示してあるので、ご利用ください。

また、ポータブルトイレについてもっと知りたい場合は、沖縄県介護実習・普及センター

電話 8821484までお問い合わせ下さい。



共同募金はこのようにして使われています。

利用者送迎のためのリフト付車両に



▲購入した車両を前にて。

社会福祉法人 輝翔福祉会 身体障害者小規模通所授産施設「びゅあ」

当施設が保有する車両では利用者全員の送迎は難しく、他施設の車を借用したり、職員の自家用車で対応してまいりました。今回の配分のおかげで送迎の問題を解消することができ、活動範囲の拡大や社会参加の機会がますます充実していくものと思えます。役員、利用者一同心より感謝してまいります。ありがとうございます。

(配分金額250万円)

地域福祉計画策定を学ぶ研修会の開催に

沖縄地域福祉学会

県内の市町村行政による地域福祉計画の策定が進展していない中、住民参加による計画策定について研修・講習会を開催しました。社協や大学などの参加を得て、子育て支援や青少年健全育成、障害者や高齢者の支援などについての活動計画策定について学びました。この成果を今後、広く啓発していきたいです。

(配分金額20万円)



▲波名喜村では、研修の一環として高齢者との交流会にも参加した。

シリーズ 活動最前線

芭蕉の会新聞リーディングサービス

声の新聞 届けて21年

「芭蕉の会新聞リーディングサービス(岡本季子会長・那覇市)では、電話による新聞代読サービスを行い、利用者から大変喜ばれている。これは、主に視覚障害者の方々を対象に、電話で要望を受け付け、その日の新聞記事を代読するというもの。新聞は県内外の各紙を取り揃え、社説や投書欄、プロ野球の結果など幅広いリクエストが寄せられる。」

活動は月曜日から金曜日の午前11時から午後2時までで、毎日2名のボランティアが対応している。時間外でも電話を通じて録音テープに吹き込まれた当日の記事の内容を聞くこと



▲芭蕉の会には1日約10件の電話が寄せられる。(那覇市小祿の同会事務所にて)

ができる。

一方的な代読だけではなく、ボランティアが直接電話で対応するため、自然と利用者との会話が生まれ、コミュニケーションの場としての役割も果たしている。これが利用者からとても好評で「心のよりどころ」となっているほか、ボランティアの「やりがい」にもつながっている。

活動について岡本さんは「顔が見えない分、心を込めて読むことを心がけています。利用者の方や会員の皆さんと一緒させていただくことで、勉強になることも多いです。」と語る。

芭蕉の会は昭和60年に、当時の電電公社の奥様モニターOGと市民ボランティアで結成され、以来21年間「声の新聞」を届けてきた。その間、会員の入れ替わりもあるものの、「皆が会長」との意識でお互いをサポートし合い、また、N.T.Tをはじめ多くの関係者の支えもあって、連続と活動を受け継いできている。

現在、会員は28名。月に2〜3回の割合で電話の前に座る。5年前から会へ参加する知念明子さんは「負担になり過ぎないように役割を分担しています。もっと多くの人に活動に協力してもらいたいです。」と参加を呼び掛ける。

リーディングサービスのご利用お問い合わせは、
電話(098)8584444まで。

平成18年6月長雨土砂災害被害

(中城村・那覇市)

去る6月の梅雨前線に伴う長雨により、中城村及び那覇市を中心として発生しました「平成18年6月長雨土砂災害被害」に対しまして、皆様のご協力と温かい激励をいただきありがとうございました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、沖縄県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、沖縄県社会福祉協議会、報道関係他で構成されます沖縄県6月長雨土砂災害配分委員会で決定し、被災者の方々にお届けいたしますので、ご報告とお礼を申し上げます。

沖縄県共同募金会義援金受付額
69件 **6,295,766円**

長野県・宮崎県・鹿児島県 集中豪雨災害義援金

去る7月15日からの梅雨前線に伴う集中豪雨により発生しました「長野県・宮崎県・鹿児島県集中豪雨」に伴う災害に対しまして、本会より災害義援金募集をお願いしたところ、沢山のご協力をいただきました。

皆様からお寄せいただきました義援金は、災害地の災害状況を考慮して下記のとおり送金いたしました。また、被災地の共同募金会を通して被災者へ配分されることになっておりますので、ご報告とお礼を申し上げます。

災害義援金のご協力ありがとうございました

沖縄県共同募金会取扱額
133件 **2,961,125円**

送付先及び送金額

- ・長野県共同募金会…………… 700,000円
- ・宮崎県共同募金会…………… 800,000円
- ・鹿児島県共同募金会…………… 1,461,125円

福祉施設経営相談

(労務管理編)

Q&A

監修▼福祉施設経営相談 支援事業専門相談員 江尻育弘 社会保険労務士

Q ある職員が、新興宗教に入信しているのですが、他の職員をしつこく勧誘し、苦情が出ています。この勧誘行為を抑えるよう注意することはできますか。

A 職員には、個人として宗教の自由があります。しかし、使用者には職場内の秩序を維持する権限がありますので、施設内の宗教活動を認める義務はありません。判例として、政治活動に関するものがあります(電電公社目黒電報電話局事件・最三小判 昭和52年12月13日)。

この判例によると、職場内の政治活動は従業員相互間の政治的対立ないし抗争を生じさせる恐れがある。

または、休憩時間に行われる場合であっても、他の従業員の休憩時間の自由利用を妨げる恐れがあるなど、企業秩序を乱す恐れがあるとして、許可制とすることには合理性があるとしています。また、それを受けて、実質的に事業場内の秩序風紀を乱す恐れがあるならば、職場内で政治活動を行った従業員に対する戒告処分を有効としています。

今回のご質問のケースは宗教の勧誘行為についてですが、職員からの苦情が出ているという事実があり、上記の判例が類推解釈できるのではないかと思います。ただし、違反事項が實際上企業秩序を乱す恐れがないと認められるなら、懲戒処分は懲戒権の濫用となる可能性もあることに注意が必要です。



県社協では経営支援室を設置し、福祉施設の経営に関する相談を受け付けています。

社会福祉法人の設立、施設経営、職員の処遇、会計・税務、法律問題など、さまざまな相談に対して、2

名の経営支援員と3名の専門相談員が対応しています。

沖縄県社会福祉協議会 経営支援室
電話 098(887)2037(直通)
FAX 098(887)2043(直通)

廃校舎を利用して地域福祉の
複合拠点施設を実現

楚洲あさひの丘(国頭村)

国頭村にある社会福祉法人容山会(金城久雄理事長)では、今年6月より村設置の複合福祉施設「楚洲あさひの丘」を受託運営している。

「楚洲あさひの丘」は平成16年3月に廃校となった楚洲小中学校の校舎を村が総事業費4億1千万をかけて改装・増築して設置したもので、廃校を利用した施設としては県内初となる。



▲おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に「いただきます。」

同施設の最大の特徴は様々な機能を集約した多機能型複合施設という点にある。1階部分は、14名定員の生活支援ハウスのほか、老人デイサービスセンター、保育所、事務室等が併設されている。

生活支援ハウスとは離島や過疎地域に設置される高齢者のための居住施設で、入所する高齢者は在宅生活と同じ扱いで、敷地内にある通所介護や訪問介護サービスを利用できる。

ここに入居する金城定治さん(95)・シズさん(93)夫妻は、あさひの丘での生活について「とても楽しくて、上等です。」と笑顔で話した。

保育所は既存のへき地保育所を移転したもので、1歳〜5歳児までの園児13名が通っている。デイサービスの利用者や園児は日常的に食事などを共にし、自然と世代間交流を図ることができている。

2階部分は最大62名が利用できる宿泊施設となっており、誰でも利用することができる。国頭の自然とバリアフリーに配慮した設備を生かして、観光や研修、スポーツ合宿など多様なニーズへの対応が期待される。

過疎や高齢化が進む国頭村東部地区において福祉整備は急務となっていた。「楚洲あさひの丘」の

美容室がやって来た!
県内初 移動福祉美容車を導入

(有)クリエイティブ

県内に7店舗を展開する美容室「mits(ミーツ)」の(有)クリエイティブ(盛島猛 代表)では、県内で初めて移動福祉美容車「ちゅら」を導入し、利用者から好評を得ている。

移動美容車は、トラックの荷台部分に鏡、シャンプー台といった美容室の設備を積載した文字通り「動く美容室」である。福祉施設や医療機関での出張サービスを想定しているため、車いすリフトや理美容のための特殊な車いすも備え付けられている。安全面や衛生面はもちろんのこと、よりリラックスして利用できるよう内装にも心配りが施されている。

移動美容車導入について、理容



▲「多くの福祉施設へ利用してもらいたい」と語る代表の盛島猛さん。「ちゅら号」の前にて。

これまで福祉施設における出張美容サービスは各地で実施されていたが、福祉施設に専用の設備がないために、カットやシャンプーを浴室や広間で行うこともあり、ゆつくりと美容を楽しんでもらうことは、福祉施設側にとっても念願だった。

8月に初めて移動車によるサービスを利用した特別養護老人ホーム「守礼の里」の職員は、「スタッフの方の安全面での配慮や工夫に感動しました。カットされた方々の満足そうな笑顔がとても印象的です。」と感想を話した。

移動美容車「ちゅら」に関する
お問合せは
098・942・4134まで。

誕生は、住民福祉の向上の切り札として期待されている。新城弘幸施設長は「私たちも住民の期待にしっかりと応えていけるよう頑張りたい。多くの皆様に利用してもらいたい。」と話した。

センター消防訓練を実施
キャリアダンを初使用



▲消火器を使った実技訓練も行われた。

10月10日、県総合福祉センターで入居団体職員、来館者等を対象に消防訓練が実施された。那覇市消防署首里出張所の隊員らの立会いのもと行われた今回の訓練では、建物上階から負傷者等を送送するための避

緑色した赤い羽根?!

県総合福祉センターの結いプラザの植え込みに背を伸ばす「オウギバショウ」というバショウ科の植物。何かに似ているなと思ったら、葉の部分が、ちょうど共同募金のシンボル「赤い羽根」のフォルムにそっくりじゃありませんか!これも何かの偶然?!



高齢者虐待防止の実態・方策を学ぶ
セミナーに240名参加

9月1日、沖縄県総合福祉センターにて「高齢者虐待防止セミナー」(主催 沖縄県社会福祉協議会)が開催された。

このセミナーは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下高齢者虐待防止法という)が今年4月1日に施行されたことに伴い、法律の求める対策や課題を明らかにするとともに、高齢者の権利擁護を進めるための支援システムやネットワークのあり方について関係者の共通理解を図ることを目的として開催され、約240名が参加した。

冒頭の行政説明で県高齢者福祉介護課の三和秀樹主任は、法律施行後の県内の高齢者虐待に関する通報件数、通報内容、虐待者の性別、虐待事例などについて報告した。

どについて報告があった。また、高齢者虐待防止法の条文について大きく7つの特色に分けて説明した。

その後、「虐待防止・権利擁護のための支援システム、ネットワークのあり方について」と題して高山直樹東洋大学教授による講演が行われた。

この中で高山教授は、特別養護老人ホームで起こった虐待事例をもとに、施設での高齢者虐待が表面化しにくい実態を指摘。第三者委員の機能のあり方と同時に、組織だけではなく、福祉専門職、個人としてのあり方について考えていかなければいけないことを強調した。

また、在宅においては養護者による虐待が多いことから、世帯への介入に際しては、介入後の養護者との関係性も含めた支援を検討し、緊急性の有無を慎重に判断する必要があることを強調した。そして、自治体、地域包括支援センターを中心に、地域資源を生かしたネットワークづくりを進め、重層的な支援システムを確立することが重要であると提起した。

本セミナーには各関係機関からの参加者も多く、今後、高齢者虐待防止のための支援システムの構築に向け、期待の持てる内容となった。

▲「緊急性を見極めて対応することが重要」と話す高山教授

こんな「こまった」ありませんか?知りませんか?



- ※ 福祉サービスを利用したいんだけど、手続きの仕方がわからない、契約手続きが不安
- ※ お金をすくに使ってしまっ
- ※ 離れて暮す両親の金銭管理が心配だ
- ※ 通帳や印鑑をすく無くしてしまっ
- ※ 知的障がいのある友達や家族に勝手に使われて生活が厳しいみたい

あなたの暮らしの中の「こまった」を地域福祉権利擁護事業がサポートします!



- ① 福祉サービス利用のためのお手伝い
 - ② 日常的な金銭管理のお手伝い
 - ③ 書類などの預かりサービス
- 「地域福祉権利擁護事業」って何? この事業は判断能力に不安のある高齢者や知的・精神障がい者が安心して生活できるようにサポートする事業です。
- 「どんな人が利用できるの?」 認知症高齢者や知的・精神障がい者が利用できます。(認知症の診断や療育手帳や精神障害者保健福祉手帳は特に必要ありません)
- 「どんなサービスが利用できるの?」
- 福祉サービス利用のためのお手伝い
 - 日常的な金銭管理のお手伝い
 - 書類などの預かりサービス
- あなたにあったサービスをあなたと一緒に考えます。

詳しくはお近くの社会福祉協議会またはこちらまでご連絡を

沖縄県福祉サービス利用支援センター
(沖縄県社会福祉協議会内)
TEL 098-887-2028

北部地域福祉権利擁護センター
(名護市社会福祉協議会内)
TEL 0980-54-6565

中部地域福祉権利擁護センター
(沖縄市社会福祉協議会内)
TEL 098-933-5005

南部地域福祉権利擁護センター
(那覇市社会福祉協議会内)
TEL 098-857-4525

宮古地域福祉権利擁護センター
(宮古島市社会福祉協議会内)
TEL 0980-75-3955

八重山地域福祉権利擁護センター
(石垣市社会福祉協議会内)
TEL 0980-84-2525

窓口開設時間
月～金 (9:00～17:00)

- 「このサービスを利用したい場合は?」
- あなたのお住まいの社会福祉協議会、もしくはお近くの権利擁護センターへご相談ください。担当の推進員または専門員がご相談を受け付けます。秘密は必ず守りますので安心してご相談ください。
- 「誰がお手伝いしてくれるの?」
- 社会福祉協議会からの「生活支援員」がお手伝いします。
- 「お金はどのくらいかかるの?」
- 相談は無料です。お手伝いが始まると1時間1200円



かかります。生活保護受給者については一部免除があります。

ありがとうございます。早速、社協へ連絡してみようと思います。

お知らせ
「地域福祉権利擁護事業」は来年度から地域住民により使いやすい制度にするため、「日常生活自立支援事業」へと名称が変更される予定です。

「介護サービス情報の公表」事業所訪問調査始まる 公表センターHPで順次公開

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位・高齢者の自立支援・利用者による選択・自己決定」を実現するために制度化されたものです。これまで、介護サービスの利用者やその家族は、事業者を選択するにあたり、事前に事業者の情報を十分入手できず、必要なサービスが利用がスムーズにいかない等の状況が生じていました。しかし、この制度を利用することにより、誰でも自分の住んでいる地域の介護サービス情報がインターネットなどを通じて簡単に入手することが可能となります。事業者は、年1回自らの責任のもとに介護サービスの内容や運営の状況に関する情報の公開が義務付けられています。今後は、事業者において、サービスの質の向上に向けた取り組みが促進されることになり、介護サービス全体の質の向上が図られることが期待されます。

- 指定情報公表センター**
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(電話: 098-887-3700)
- 指定調査機関**
特定非営利活動法人 介護と福祉の調査おきなわ
(電話: 098-862-5622)
株式会社 沖縄タイム・エージェント
(電話: 098-855-6138)
社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会
(電話: 098-885-5789)

「調査情報」とは、事業者が具体的に公表される事業者の情報には、「基本情報」と「調査情報」の2種類があります。 「基本情報」とは、運営主体や所在地、営業時間、職員体制などの基本的な事実情報で、事業者が報告した内容がそのまま公表されるものです。 「調査情報」とは、事業者が具体的な公表される事業者の情報には、「基本情報」と「調査情報」の2種類があります。 事業者はこの制度を「義務」として捉えるのではなく、情報公表という一連のプロセスを通じて、事業者自らがサービスの質の改善につなげていくことが求められます。

沖縄県介護サービス情報公表センター ホームページ開設

<http://www.kouhyou.okishakyo.or.jp>

沖縄県介護サービス情報公表センターでは、ホームページを開設し情報提供を行っています。現在、事業者向けに制度の説明や今後のスケジュールなどをお知らせしています。介護サービス情報については、データベース化し、事業者の比較検討が容易に行えるようなシステムを導入します。



対象となるサービス

平成18年度は次の9つのサービスが公表の対象となります。(このほかのサービスについては来年度以降、順次追加される予定です。)

〔居宅系〕 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

〔施設系〕 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、軽費老人ホーム)

今後のスケジュール

基本情報の報告から訪問調査、情報の公表までのプロセスを約4ヶ月かけて行います。今年10月末頃から順次公表を開始し、平成18年度末までに約1000の事業者の情報公表を行う予定です。今後、利用者やその家族等の皆様には、公表される情報をもとに、利用したいサービス事業者の比較検討を行うことが可能となります。なお、事業者の比較検討の際にご不明な点等がありましたら、公表センター及びお近くの地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へお問い合わせください。



▲25の事業所のコーナーに267名の参加者が訪れた。

福祉の職場説明・面接会 「福祉の就職総合フェア2006」開催

福祉の仕事に興味をもっている方や福祉の仕事に就くしようとする方を対象にした「福祉の就職総合フェア2006」が、9月12日(火)に沖縄コンベンションセンターに沖縄で開催されました。社会福祉施設・団体等の職員との直接面談、福祉の職場や各種資格の情報提供、沖縄県福祉人材研修センターへの登録など県内外各地から267人(一般133名、学生134名)の参加がありました。

沖縄県福祉人材研修センターだより

加した施設・団体コーナーにおいては、採用を前提とした求人面談を行いました。参加者からは面接者に「職場の雰囲気や、求められる人材とは」といった質疑応答が交わられていました。

社会福祉士会・介護福祉士会・精神保健福祉士会など有資格者5団体の「福祉関連職能団体コーナー」では、資格の取得方法、就職先、実際の業務内容等の情報提供がありました。

また、総合相談コーナーにおいては、沖縄県看護協会(ナースセンター)、公共職業安定所(ハローワーク)、沖縄県福祉人材研修センター、名護市福祉人材バンクによる求人情報、福祉の資格取得のための情報提供などがありました。

参加者からは「いろいろな施設や団体の方々から意見や就職活動についてのアドバイスを聞くことができ勉強になった」「とてもわかりやすい説明で就職への意欲が湧いてきました」など多くの意見がありました。

福祉の職場面接会は来年の2月7日(水)にも開催する予定です。これは、福祉の職場に就職を希望する人はもちろん、来年3月に卒業を控えた学生に対しても就職活動の機会となるので、多くの一般、学生の方や事業所の参加を期待しております。



- 期 日／平成18年12月10日(日)
- 会 場／宮古島市中央公民館
カママ嶺公園(宮古島市)
- 主 催／沖縄県・(福)沖縄県社会福祉協議会
宮古島市

「みんなで築こう豊かな長寿社会」をテーマに、世代を超え若者と高齢者がともに考え、ともに楽しむ世代交流の機会と場を設け、長寿県沖縄にふさわしい潤いと活力のある長寿社会づくりに寄与することを目的とした『かりゆし県民フェスティバル』を開催します。

当日は、ステージをはじめとする多彩なイベントを準備しており、子どもから高齢者まで楽しめるイベントが盛りだくさんです。

開催イベント(予定)

会場名	行事名
①広場前アーチ (セレモニー会場)	吹奏学部演奏
	子供エイサー
	オープニングセレモニー
②屋外ステージ	子供芸能
	キャラクターショー
	老人芸能
	中高生
	青年芸能
	郷土芸能プロ
	婦人芸能
地元サークル発表	
③テナント広場	授産施設
	高齢者疑似体験コーナー
④大ホール (中央公民館)	長寿鍋コーナー(無料試食) ※限定500食
	長寿社会パネル展
	高齢者作品展
	福祉図書展示・販売
	福祉機器展
	相談コーナー(健康・栄養・高齢者)
	押し花展示体験
	伝統玩具づくり
	ニュースポーツ・レクリエーション紹介
	テニス・ソフトテニス交流大会
⑤公民館前広場	グラウンドゴルフ交流大会
⑥市営テニスコート	親子サッカー交流大会
⑦噴水広場	
⑧宮古農林高校グラウンド	



▲オープニングセレモニー



▶老人芸能



▲高齢者作品展



▲スポーツ交流大会



▲高齢者疑似体験コーナー

ご家族友人お誘い合わせの上、ご参加を。ご来場はバス・タクシーをご利用ください。

●ボランティア活動中の・・・ケガや賠償事故を幅広く補償!

ボランティア活動保険

特長

- 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償
- 防災・災害のボランティア活動も補償
- ボランティア自身の食中毒や熱中症も補償
- 地震等天災によるケガも補償(天災タイプ加入の場合)

平成18年度

補償内容	Aプラン	Bプラン	Cプラン
死亡・後遺障害保険金	1,301万円	2,467万円	3,955万円
入院保険金(1日につき)	7,000円	11,000円	14,000円
通院保険金(1日につき)	4,500円	7,000円	9,000円
賠償責任保険金(限度額)	5億円	5億円	5億円
掛金	基本タイプ	300円	500円
	天災タイプ	650円	1,120円

ボランティア行事用保険
ボランティア行事に参加中のケガや賠償事故を補償!

福祉サービス総合補償
ヘルパー・ケアマネージャー等の活動中のケガや賠償事故を補償!

送迎サービス補償
送迎サービス中の交通事故によるケガを補償!

お申込み、ご照会は、あなたの地域の社会福祉協議会へ

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

この保険は、全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約です。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763
http://www.fukushihoken.co.jp

〈引受幹事会社〉日本興亜損害保険 株式会社



協誌一
民児協
報情号
第16号
県広一



暮らしに福をもたす人

沖縄県民生委員
児童委員協議会
事務所
沖縄県総合福祉センター
連絡先
TEL.(098)882-5813
FAX.(098)882-5814

沖縄県児童委員活動第2次強化推進運動研究協議会 報告

昨年4月より沖縄県児童委員活動第2次強化推進運動が全県下で展開されています。この取り組みの拡充を図ることを目的に、8月に研究協議会を開催しました。今号では、その中で報告のあった4人の実践報告をダイジェストで紹介いたします。



▲研究協議会の様子

世代間交流事業～南城市大里民児協～

報告者 島袋 恵美子 氏
私たち南城市大里民児協では、第2次強化推進活動において、児童とのコミュニケーションを児童委員活動の活性化方策として位置づけています。活動も年々盛んになり、地域行事の中で児童との交流も自然に芽生えてきました。また、南城市大里では、社協の「いきいきサロン」がボランティアの協力の下、とても活発に行われています。こうした

機会を生かして、世代間交流を多く取り入れています。例えば、敬老会や忘年会等で子ども達に余興をしてもらったり、慰霊の日になんで戦争体験の話をお聞かせたりします。夏休みには、昔のオモチャづくりから、おやつづくり、豆腐づくりなども始まりました。また、いきいきサロンや1人暮らし老人宅の訪問、清掃、老人クラブの皆さんとのゲートボールで交流も行っています。そして現在では、各地域で特性を生かしたさまざまな活動が行われ

ています。嶺井地域のいきいきサロンでは小学校が近くにあるため、学年ごとに交流をしています。島ことば学習、七夕まつり、戦争体験学習、その他にもゲームや踊りなどの交流をしています。いきいきサロンの会場には児童生徒から寄せられたお礼の手紙や写真がたくさん貼られています。湧稲国では民生委員が地域の書記を兼務していて、その役割を生かして地域全体での交流を行っています。老人クラブとのゲートボールや独居老人宅の訪問、清掃など行っています。また、地域の有志やPTAと共にクリーン作戦も行っています。

大城地区では菜園作りに取り組んでいます。最初は民生委員が中心となっていました。今では学年ごとに畑を分け、高齢者の方に植え付けを指導してもらいました。その後、PTAに畑を引き継ぎ、ボランティアや高齢者の方々が植え付け、草とり等の手伝いを行っています。この世代間交流を通し、地域の中でお互いに面識を持つことによって、声かけがしやすくなり、声をかける事によって、地域が元気になり、子ども達の課題も少なくなっていくと思います。

子どもの居場所づくり活動
～那覇市第3民児協～

報告者 知念 榮子 氏
那覇市第3民児協では今回、学校・保育園・児童館等々と連携を深めて、若い母子の子育てや子どもの夢を育むためにはどう向き合えばよいかを考え、一歩踏み出してみました。「探してみよう、沖縄の野草・薬草」をテーマに、保育園や学童の親子に参加を呼びかけ、近くの公園等で野草を摘み、皆で持ち寄った身近な食材で料理講習会を開きました。53名が参加した今回の企画では、タンポポの葉、オオバコ、ヨモギ、サシグサ、レモングラスなどを採集して、てんぷらやひらやーちーなどを調理

しました。あわせて、押し花をラミネートして「思い出持ち帰り作品」を作ったり、野草・薬草の効能の話をお聞きながらの食事会も実施しました。今回の活動に至ったきっかけは、核家族に対して私ができることを考え、もつと親と子どものふれあう場を作っていこうと思ったからです。また、活動において工夫した点は、車の通らない排気ガスを吸っていない薬草を摘むことや、料理時に化学調味料は一切使わないという点に配慮しました。「子どもの居場所づくり活動」を行ったことで、参加者からは、「親子で楽しく会話をしながら食事ができ、親子同士の交流も深まった」



▲熱心に薬草を調理する子どもたち

という声や、「食べられる薬草の判断ができるようになった」、「民生委員の活動を知ることができた」等の声が寄せられ、収穫の多い活動となりました。

宮里地域子育てサロン～沖縄市第2民児協～

報告者 喜屋武 磯江 氏
子育てに悩む親は少なくありません。そこで沖縄市では、社協と民協の共同事業として「地域子育てサロン」のモデル活動を実施しました。宮里自治会（かりゆし福祉連絡会）の全面協力を得て、平成17年2月に「宮里地域子育てサロン」を立ち上げました。毎月第3木曜日の午前10時から正午まで公民館で定例活動を行い、13



▲宮里地域子育てサロン活動の様子

回の開催で延べ約360人の参加がありました。「子どもは子供同士！ママはママ同士！気軽にしゃべりに来ませ

んか！親子で楽しみながら仲間作りを」をキャッチフレーズに参加者を募っています。当日は、ママたちの料理講習会（おやつ作り・離乳食作り）や小物作り、母子保健推進員による紙芝居、民生委員児童委員やボランティアによる絵本の読み聞かせ、指遊び、また、子ども同士で自由なおもちゃ遊び等で楽しく過ごしています。毎回、市保健師の協力で健康面や栄養面での子育ての情報提供があります。また、ピクニックに行った

りもします。参加者は子育てを共通の話題として悩み相談や談笑することで、心の安らぎにつながっています。これからもこうした和を広げていくことで「子育てサロン」が大きな力となっていくことでしょう。今後は、広報活動にも力を入れ、「子育て応援団」が身近にあることを多くの若い母親に知ってもらいたいです。

地域でパトロール活動
～宮古島市平良第2民児協～

報告者 与那覇 勝子 氏
私たち宮古島市第2民児協は月4回のパトロール活動を行っています。また、主任児童委員パトロールや月1回の関係機関とのパトロール活動も随時行っています。活動内容は、子どもとコミュニケーションを意識しながらの公園や子どもの遊び場点検、通学路や公園等における安全見守りの実施、また、交通安全期間中の交通指導とあいさつ指導を実施しています。パトロール中はゴミやタバコの吸殻を拾ったり、公園でたむろする高校生への指導も兼ねているので子どもたちへの意識付けにもつながっていると

思います。この活動で大切にしていることは、地域民生委員と主任児童委員が連携し、お互いが持っている情報を共有することです。協力者の確保や関係機関団体との連携については、宮古警察署生活安全課と連絡を密にしながら活動を進めています。情報を集め、共有していくためには、民児協民生委員が積極的に関係機関の行事へ参加することが大切だと思います。宮古島市では月1回、主任児童委員と関係機関の情報交換および研究

協議会を行っています。また今年6月には「宮古島市教育相談員連絡協議会」も発足し、連携強化が進められているところでもあります。地域パトロール時の工夫点としては、警察から配布されたユニフォーム、帽子、腕章を着用することです。このことで地域や学校、子ども達へのアピールにもつながっています。活動をしていくにつれて、地域住民の公共施設へのマナー向上が十分図れていないことです。公園でのゴミのポイ捨て、落書き等はパトロールを通して継続して指導していきたいと考えています。同時に地域安全マップ確認・再点検にも取り組んでいこうと思います。これからも、「気づき・つながり・築く」を合言葉に、地域の見守りを支援していきます。